

安全で安心なくらしをお手伝いします！

消費生活センター オープン！



10月1日、市役所北浦庁舎で除幕式を行いました。

一人暮らしをしている高齢者のAさん。

『この磁気活水器を使うと水がきれいになります。他社の活水器を取り付けているようですが、それはぜんぜん効果がありませんよ。』
自宅に訪問した業者にそう言われたAさんは毎月、信販会社への支払いをしなければならぬ高額な活水器を購入してしまいました。解約をしたいのだけれど、どうしたら・・・。

これは茨城県の相談機関である茨城県消費生活センター鉾田分室に実際に寄せられた相談内容です。現在、わたしたち消費者を取り巻く環境は社会の変化に伴うサービスやしくみを巧みに利用した悪質商法や詐欺が多発し、安全な生活が脅かされている状況にあります。

9月1日には国の消費者行政を担う消費者庁が設置されました。各省庁に分散していた国民の生活を守る法律制度に基づく窓口業務

がほぼ一元化されたことで、速やかな対応や情報の共有が可能となりました。

行方市においても、従来商工観光課で担っていた消費生活相談窓口業務を充実発展させるために、10月1日、新たに行方市消費生活センターを設置し、事務所を北浦庁舎1階に構えさせていただきます。

同センターは相談業務、啓発業務、消費者団体の育成、情報の収集と発信を柱に市民のみなさんの安全なくらしをお手伝いしていきます。

出前講座を開催します！

悪質商法にはどんな手口があるのか？
トラブルを未然に防ぐためには知識を持つことが重要です。消費生活センターでは老人会や地域で活動する団体などを対象に講座を開催しています。お気軽にお問い合わせください。



相談することで防げる被害があります。
ひとりで悩まずに相談してください。

消費生活専門相談員
前川 シゲ子 さん

消費生活専門相談員とは？
相談員の能力、資質の向上を図るために相談業務に関わる公的資格制度として創設された「消費生活専門相談員認定試験」に合格し、独立行政法人国民生活センター理事長が認定した者

悪質商法は身近な問題

架空請求やオレオレ詐欺、執拗な訪問販売など、悪質業者が、わたしたち消費者に対し、手を変え品を変え、巧妙な手口で狙っています。

このような被害は、私たちのほんのわずかな油断や迷いで巻き込まれるトラブルです『自分だけは大丈夫。』と考えないで、悪質商法の手口を知り、心の対策をしましょう。

もしも被害にあってしまったら

自分が被害にあった場合、『失敗してしまった！』という気持ちになり、家族や身近な人に話すのをためらってしまうことが多いようです。しかし、時間が経過するほど解決が難しくなったり、二次的被害に巻き込まれる危険もあります。『なにかおかしいな？』と感じたら、ためらわずに気軽に相談してください。行方市の消費生活センターではプライバシーに配慮した環境を整え、相談しやすい雰囲気を作っているよう努力しています。誰かに話すことによって気持ちが悪くなります。ぜひ利用してください。

●ご相談の方法は

電話による相談、消費生活センターに来ていただく来所相談が主になります。来所でのご相談をご希望の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

●ご相談の前に

契約トラブルは、契約の当事者間による話し合いで解決できる例も少なくありません。まずは相手の事業者の事情を説明し、対応を求めてみましょう。

しかし、事業者が交渉に応じない場合などは、消費生活センターが中立的な立場であつせんに入り、解決できるように努めます。

●ご相談にあたって

トラブルになったら早めにご相談ください。
トラブルの内容は、できるだけ詳しく、正しく、具体的に申し出てくださいます。

・いつ、どこで、なにを、いくらで購入したのか。(契約時に受け取った全ての書類をご用意ください。)

・問題は何なのか、それをどのようにしたいのか。

・契約は現金取引なのか、クレジット契約なのか。領収書や契約書面はあるのか。

・製品に不具合等がある場合は、製造業者や販売業者の名称、所在地、銘柄、型、製造番号などが表示されている書類等を添える。

消費生活相談窓口の案内

行方市消費生活センター

■開設日時

月～金(祝祭日・年末年始等を除く)
午前9時～12時
午後1時～4時

■場所

行方市役所北浦庁舎 1階

■相談専用電話

Tel 0291-34-6446

■担当窓口 商工観光課

Tel 0291-35-2111

茨城県消費生活センター(水戸)

■開設日時

月～金(祝祭日・年末年始等を除く)
午前9時～午後5時

■場所 水戸合同庁舎

■相談専用電話

Tel 029-225-6445

茨城県消費生活センター

鉾田分室

■開設日時

月～金(祝祭日・年末年始等を除く)
午前9時～12時
午後1時～4時45分

■場所 鉾田合同庁舎

■相談専用電話

Tel 0291-33-4410